

「厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（仮称）」の設置について（案）

1. 専門委員会の設置

- 厚生年金基金が特例解散をするにあたって、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「健全化法」）」に基づき、法令に定める認定要件に該当する否か等を調査審議し、厚生労働大臣に意見を述べるための専門委員会（以下「委員会」）を社会保障審議会企業年金部会（以下「部会」）の下に設置する。
- 委員会運営規則（案）は別紙のとおり。

2. 委員会の構成

- 委員会の委員長及び委員は、以下のとおり選定する。
 - 委員長・・・部会委員の中から部会長の指名する者
 - 委員・・・・有識者、専門職等
- ※労使の協力も得て人選

3. 開催頻度及び部会への報告

- 概ね月に一回程度開催することを予定。
- 委員会の開催状況等については、定期的に部会に報告。

(別紙)

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会運営規則（案）

（委員会の設置）

第1条 社会保障審議会企業年金部会（以下「部会」という。）に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）において社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事務）

第2条 委員会は、厚生労働大臣が行う次の各号に掲げる事項に関し調査審議する。

- 一 平成25年改正法附則第11条第5項の規定に基づく厚生労働大臣の認定
- 二 平成25年改正法附則第12条第7項の規定に基づく厚生労働大臣の承認及び同条第8項の規定に基づく厚生労働大臣の認定
- 三 平成25年改正法附則第14条第1項（附則第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づく厚生労働大臣の承認
- 四 平成25年改正法附則第19条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の清算型基金の指定
- 五 平成25年改正法附則第21条第7項の規定に基づく厚生労働大臣の認定
- 六 平成25年改正法附則第30条第7項の規定に基づく厚生労働大臣の承認
- 七 平成25年改正法附則第33条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の解散命令

（委員会の構成）

第3条 委員会は、学識経験者その他厚生年金基金の特例解散等について識見を有すると認められる者の中からあらかじめ部会長が指名する者（以下「委員」という。）により構成する。

（委員長の指名）

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は、部会委員の中から部会長の指名する者がこれにあたる。

(委員会の招集等)

第5条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(代理者の出席)

第6条 委員長は、委員が委員会に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、委員会に出席し、発言することができる。

(委員会の開催時期等)

第7条 委員会は、特例解散の申請（平成25年改正法附則第11条第1項の規定による承認の申請等をいう。以下同じ。）の状況等を勘案し、厚生年金基金の解散に係る事務が円滑に進むよう、その開催の時期に配慮するものとする。

(議事)

第8条 委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、委員会を開き、調査審議することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の非公開)

第9条 委員会の調査審議は非公開とする。

(議事録等の取扱い)

第10条 議事録及び配布資料は非公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、公開するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員の氏名（代理者が出席した場合は、その旨を含む。）

三 特例解散の申請をした厚生年金基金の名称

四 委員会の議事の要旨

(委員会の調査審議)

第11条 委員会の調査審議は、平成25年改正法並びに平成25年改正法の施行に必要な関係法令及び関係通知に基づき行うものとする。

(調査審議に必要な書類等)

第12条 委員会の調査審議に関し必要な書類は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第号）及び平成25年改正法の施行に必要な関係通知に定める特例解散の申請に係る書類を用いるものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の調査審議に関し必要な書類については、委員長が定めるものとする。

(関係者の排除)

第13条 委員のうち当該調査審議に係る存続厚生年金基金及びその設立事業所の事業主の利害関係者がいる場合は、当該委員は当該調査審議に係る議事に加わることができない。

(委員会の意見)

第14条 委員会は、第2条各号に掲げる事項について、厚生労働大臣に意見を述べることができる。

2 前項の委員会の意見は、部会の意見とする。ただし、意見を述べようとする場合は、あらかじめ部会長の同意を得なければならない。

(部会への報告)

第15条 委員会は、委員会の運営状況について、定期的に部会に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、部会長又は委員長が定める。

(参考)

◎公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）における関連規定の抜粋

附 則

（自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例）

第十一条 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金であつて、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金（附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法百三十条第一項から第三項までに規定する給付（以下「老齢年金給付等」という。）に充てるべき積立金をいう。附則第四十条第二項第三号及び第三項第三号、第五十三条、第五十五条第一項、第六十条、第七十条第二項並びに第七十一条第二項を除き、以下同じ。）の額（前条第一項（第九項若しくは次条第十項又は附則第十九条第十項、第二十条第五項若しくは第二十一条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により前納された場合にあつては、当該前納された額を加えて得た額。以下同じ。）が責任準備金相当額を下回っていると見込まれるもの（以下「自主解散型基金」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる。

2～4 （略）

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請をした自主解散型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

7～9 （略）

※清算型基金についても同様の条文あり。

（自主解散型納付計画の承認）

第十二条 自主解散型基金及びその設立事業所（附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法百十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主（当該自主解散型基金を共同して設立している場合にあつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主。次項及び第七項に

において同じ。)は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画（以下「自主解散型納付計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該自主解散型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。

2～6 （略）

7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該自主解散型基金及びその設立事業所の事業主の自主解散型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

一 当該自主解散型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合するものであること。

二 当該自主解散型基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した自主解散型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間が五年以内（五年以内に納付することができないやむを得ない理由があると認められるときは、十年以内）であることその他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をするに当たり、当該自主解散型基金が、当該承認の申請の日までに業務の運営について著しく努力をし、かつ、当該承認の申請の日においてその事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

9 厚生労働大臣は、第七項の規定により承認をしようとするとき、及び前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

10 （略）

※清算型基金についても同様の条文あり。

（自主解散型納付計画の変更）

第十四条 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定により納付の猶予をした場合において、その猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の申請に基づき、その納付の猶予を受けようとする期間の延長その他の当該事業主の自主解散型納付計画の変更を承認することができる。ただし、その期間は、既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年（附則第十二

条第八項の認定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年)を超えることができない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3～(略)

※清算型基金についてこの規定を準用して適用。

(清算型基金の指定)

第十九条 厚生労働大臣は、事業年度の末日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額に政令で定める率を乗じて得た額を下回ることその他その事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件に適合する存続厚生年金基金であつて、この項の規定による指定の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めたものを清算型基金として指定することができる。

2 (略)

- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4～10 (略)

(清算未了特定基金型納付計画の承認)

第三十条 清算未了特定基金(附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十六条第一項第二号の規定の適用を受けたことがないものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の設立事業所の事業主(当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主。第七項第一号において同じ。)は、それぞれ、責任準備金相当額(当該清算未了特定基金が改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた場合にあつては、当該減額責任準備金相当額。次条第一項において同じ。)のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画(以下「清算未了特定基金型納付計画」という。)を作成し、当該清算未了特定基金の同意を得た上で、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該清算未了特定基金型納付計画について適當である旨の承認を受けることができる。

2～6 (略)

- 7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、

当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が当該清算未了特定基金を共同して設立しているときは、当該清算未了特定基金を設立している各事業主の清算未了特定基金型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

- 一 当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した清算未了特定基金型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間の全部が当該清算未了特定基金の納期限の翌日から起算して三十年以内にあることその他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 二 当該清算未了特定基金について、その猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があること。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例)

第三十三条 **施行日から起算して五年を経過した日以後において、存続厚生年金基金(附則第十一条第一項の規定による認定の申請又は附則第十二条第一項の承認の申請をしている自主解散型基金及び清算型基金を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣は、当該存続厚生年金基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十九条第五項第四号に該当するものとみなすことができる。**

- 一 存続厚生年金基金の事業年度の末日(以下この項において「基準日」という。)における年金給付等積立金の額が、当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る責任準備金相当額に一・五を乗じて得た額を下回るとき。
 - 二 基準日における年金給付等積立金の額が、次に掲げる額の合計額を下回るとき。
 - イ 当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る責任準備金相当額
 - ロ 当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者について当該基準日までの加入員であった期間(当該存続厚生年金基金の加入員となる前の期間その他の政令で定める期間を含む。)に係る年金たる給付(附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三百二十二条第二項に規定する額に相当する部分を除く。)又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額
- 2 前項第二号ロに掲げる額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、厚生労働大臣が定める。

- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により存続厚生年金基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百七十九条第五項第四号に該当するものとみなして、同項の規定により当該存続厚生年金基金の解散を命じようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。